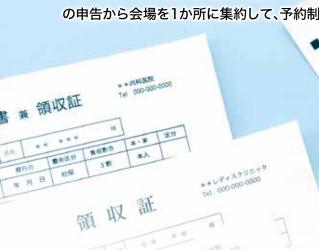
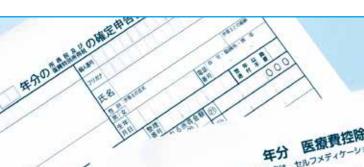
01

市県民税申告手続〉待ち時間短縮を目指します

昨年度まで、申告会場で長時間お待ちいただいたり、 整理札を取得するため早朝からお並びいただくなど、市 民の方にお手数をおかけしている状況が続いていました。

市では、待ち時間を大幅に短縮するため、平成31年2月 の申告から会場を1か所に集約して、予約制度を開始します。







◆ 会場が1か所になります

変更前(3会場)

- ・市役所本所 ・笠間ショッピングセンターポレポレ
- ・市民センターいわま(岩間支所)



変更後(1会場)

市役所本所(教育棟会議室)

◆ 新予約制度

(1) 期日・時間指定制の受け付けとします -

これまで地区指定に加えて「期日のみ」を指定し受け付けしていましたが、「**期日および時間帯**」の指定に 改めます。**待ち時間が大幅に短縮され**、順番待ちのため早朝よりお並びいただく必要がなくなります。

(2) 申告予約専用ホームページ・専用ダイヤルを開設します -

予約の受け付けについては以下を予定しています。

・受け付け期間: 平成31年1月25日(金)~3月15日(金)

・受け付け時間:専用ホームページ…24時間受け付け

専用ダイヤル…午前8時30分~午後5時(土・日・祝日を除く)

※専用ホームページ・専用ダイヤル共に、1月25日(金)は、午前9時からの受け付けとなります。

※専用ダイヤルについては、2月24日(日)・3月3日(日)は受け付けします。

※専用ホームページのURLおよび専用ダイヤルは、年明けを目安に申告パンフレットや笠間市ホームページ等でお知らせします。

◆ e-Taxサポート

申告会場内に自主申告コーナーを設置します -

自主申告コーナーを新たに設け、簡易な内容を中心に、e-Taxにより市民の方々がご自身で申告を行えるようサポートします。

02

市県民税申告手続〉申告受付変更のQ&A

A これまでも昨年度に申告した方に、一人ひとりに申告のご案内を出していましたが、今年度からは、個人ごとにあらかじめ割り振りした「期日と時間帯」を加えてご案内します。

申告会場へ直接行ける 公共交通機関はありますか?

デマンドタクシーにより、申告の受け付け会場となる市役所本所まで、市内のどの地域からでも乗り継ぎなしでお越しいただくことができます。

デマンドタクシーを初めて利用される方は、事前にご利用の登録、乗車券の事前購入、利用予約の電話申し込みが必要になります。

申告にかかる待ち時間は どのぐらい変わりますか?

A これまでは、長くて3~4時間待ちの状 況がありました。

申告相談そのものの時間は内容によって異なりますが、受け付けから申告相談までの待ち時間は1時間以内(概ね30分)と見込んでいます。

↓ 指定の時間に行けなくなって しまった場合は?

↑ ご都合により指定の日時にお越しいた だけない場合でも、日時を変更すること で申告を受けることができます。

なお、急に来られなくなった場合は、申告予約専用ホームページまたは申告予約 専用ダイヤルから、改めて予約の手続き を行っていただくことになります。

() その他の取り組みは?

これまでも、申告内容が特に簡易な方については白紙の申告書を前もって郵送する取り組みを 行っていますが、今後も対象者の拡大を進めていきます。

また、申告受け付け事務の電子化を進め、還付手続きの早期化など、申告される方々の利便性を更に向上させていきます。

【問い合わせ】 税務課 (内線113)

樂應館東平鍼·灸接骨院

交通事故、労災 各種保険取扱い

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	休診日/木曜日
午前9:00~12:30	0	0	0	/	0	0	0	
午後2:30~ 8:30	О	О	О	/	О	О	0	土・日 診療中

無料送迎実施中

〒309-1705 茨城県笠間市東平2-12-8

TEL 0296-**77-9939**

FAX 0296-77-9809

【1】受ける控除額

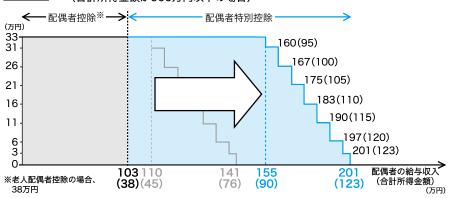
所得控除額33万円の対象となる配偶者の給与収入の上限を、110万円(合計所得 金額が45万円) 未満から155万円(合計所得金額が90万円)以下に引き上げます。

【2】所得制限

配偶者控除等の適用される本人に収入制限が設けられます。

給与収入が1,120万円(合計所得金額が900万円)を超える場合には控除額が 逓減し、給与収入が1,220万円(合計所得金額が1,000万円)を超える場合には消 失する仕組みとなります。

囫 納税者本人の給与収入が1,120万円以下の場合 控除額 (合計所得金額が900万円以下の場合)



g

5 き 31年度以 た 配 い 偶 者 が 就業 調整を意識 偶 者 特別 なく の 7 見直 済む ゚゚ます。 仕組みをつくる を行 (所得税において ま す 覾

※平成

か 働

も同趣旨の見直しが行われ、

平成30年分以降について適用されます。)

同趣旨の見直しが行われ

平成32年分

(2020年分)

以

、降につい

て適用され

います。

(所得税に

お

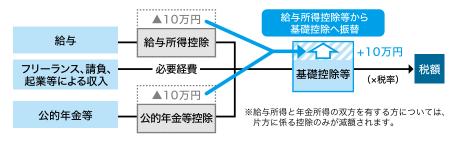
い 7

ŧ

働

給与所得控除および年金所得控除が一律10万円引き下げられ、どのような所 得にでも適用される基礎控除額が同額引き上げられます。

【1】給与所得控除・年金所得控除から基礎控除への振替



【2】給与所得控除の見直し

- ・給与所得控除額の上限が適用される給与収入が1,000万円から850万円に引き 下げられます。
- ・給与所得控除額の上限額が220万円から195万円に引き下げられます。
- ・子育て等に配慮する観点から、23歳未満または特別障害者である扶養親族等 を有する方等に負担増が生じないように措置されます。

【3】公的年金等控除の見直し

- ・公的年金等の収入が1,000万円を超える場合は、公的年金等控除額に上限が設 定され、上限額が195.5万円となります。
- ・公的年金等の収入以外の所得金額が1,000万円を超える場合は、公的年金等控 除額が引き下げられます。他の所得が1,000万円超で10万円が引き下げられ、 2,000万円超で20万円が引き下げられます。

【4】基礎控除の見直し

・基礎控除額について、給与収入が2,595万円(合計所得金額が2,400万円)超で 控除額が逓減を開始し、給与収入が2,695万円(合計所得金額が2,500万円)超 で消失する仕組みが設けられました。

【問い合わせ】 税務課 (内線113)

※平成33年度 の見直 き 方の 多様化 を行うことに 20 21年 を 踏 まえ、 度 なり 以降 ま 「働き方改 けの個・ L た。 人住民 革 殺につい を後押 て適 する等 用され Ō ま 観

点か

6

個

人所得課

償却資産(固定資産税)の申告をお願いします

など (土地・家屋を除く) のことです。平成31年1月1日現在で償却資産を所有している方は、申告をお願いします。 なお、申告した償却資産の課税標準額の合計が150万円に満たないときは、課税されません。 償却資産とは、個人または法人で工場や商店などを経営している方が、その事業のために用いることができる構築物、 機械、 装置、 工具、 器具・備品

【申告が必要な方】

○平成31年1月1日現在、 で事業を営んでいる個人また は法人 市内

○平成31年1月1日現在、 業用の償却資産を貸し付けて で事業は営んでいないが、事 いる個人または法人 市内

申告期限

平成31年1月31日 未

申告方法

告してください。 1年間の償却資産の増・減を申 昨年まで申告している方は

現在所有している償却資産すべ 告する方は、平成31年1月1日 ただし、昨年電算申告をした 事業を始めた方、新たに由

用紙が届かない方は、 は案内はがきを郵送しています 告のあった方には申告用紙また でご連絡ください。 てを申告してください。昨年由 新たに申告する方や、 税務課す 申告

載が必要になります。

の法人番号または個人番号の記

申告書提出の際には、申告考

(主な例)

	記有 まき	子り に 甲~	
		共 通	パソコン、コピー機、応接セット、看板、広告塔、舗装路面、 駐車設備、太陽光発電など
償却資産の対象	建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、大型特殊自 動車、発電機など	
	料理飲食店業	厨房設備、冷凍庫、冷蔵庫、接客用家具、カラオケ機器など	
	となるもの	小 売 業	陳列台、陳列ケース (冷凍機・冷蔵機付を含む)、日よけなど
	(業種別の例)	医(歯)業	医療機器 (ベッド、レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット等)、調剤機器など
		不動産貸付業	門扉・塀・緑化設備などの外構工事、駐車場等の舗装および機 械設備など
		理容·美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、サインポールなど
		農業	農業用機械類
償却資産の対象 ・自動車税・軽自動車税の対象となる自動車、小型自動車 ・取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年で一括償却して			

- 耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の資産で法人税法または所
- 得税法の規定により一時に損金または必要経費に算入するもの

太陽光発電設備等

(再生可能エネルギー発電設備)

課税について

税)の申告をお 却資産(固定資産 されている方は償 象となります。 または家屋)の 資産税 (償却資産 ル等の設備は固定 置した太陽光パネ する場合には、設 ルを設置して売電 地等に太陽光パネ 当する設備を所有 「償却資産」に該 家屋の屋根や土 対

設置者および発電規模別課税区分〈診断チャート〉

AVE HAND OF DESCRIPTION OF		. ,
設置者は法人ですか?個人ですか?	<u>;+ 1</u>	
↓ 個 人	本人	(ウ)
事業用ですか?	はい	
↓ いいえ	14 U	
10kW以上の太陽光発電設備ですか?	(t 1.)	(ア)
↓ いいえ	はい	
(1)		

設置者	10kw以上の 太陽光発電設備	10kw未満の 太陽光発電設備		
個 人(住宅用)	(ア)家屋の屋根などに設置して、発電量の全量または余剰を売電される場合は、事業用資産となるため課税の対象となり、申告が必要です。	(イ) 事業用資産 とはなりませんの で、課税対象に はなりません。		
個 人 (事業用)	(ウ)事業の用に供している 発電出力量や売電量にかか			
法人	となり、申告が必要です。			

生産性向上特別措置法に基づく課税標準の特例について

てゼロに軽減されます。 得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準額が3年間にわたっ に市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、一定の設備を新規取 中小企業者等が、適用期間内(平成30年6月6日から平成33年3月31日まで)

定資産税軽減計算書」 および 「**リース契約書の写し**」) の提出が必要となります **会等による仕様等証明書の写し**」(リース会社が申告する場合は、併せて「**固** 適用を受ける場合には、「計画の申請書および認定書の写し」および「工業

ので、資料を添付し申告してください。

【問い合わせ】 税務課 (内線110)

に係る

平成30年 広報かさま12月号 (No.153)